

事務連絡  
令和5年11月8日

各都道府県電気料金支援等担当課 御中

経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力産業・市場室  
中小企業庁 経営支援部 商業課  
地域経済産業グループ 地域産業基盤整備課

「重点支援地方交付金」を活用した電気料金支援の継続のお願い

日頃より資源エネルギー行政に御理解・御協力をいただきありがとうございます。

また、各地方公共団体におかれましては、地域の実情に応じたエネルギー価格の高騰に対する支援として、特別高圧を使用する中小企業への料金支援等を講じていただいております。その点につきましても重ねて御礼申し上げます。

この度、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」が閣議決定され、引き続き、地域の実情に応じて、困難な状況にある者をしっかり支えるとの観点から、特別高圧を使用する中小企業等への支援を含め、2023年3月に措置された「重点支援地方交付金」で実施されてきた支援を行うため、物価高に大きく影響を受ける低所得世帯及び事業者等を支援する「重点支援地方交付金」の追加を行うことが明記されました（別添1）。

推奨事業メニューの支援対象については、改めて後日連絡しますが、基本的には前回同様、エネルギー価格高騰対策支援を含む8つの支援メニューにより、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対して支援を行う事業を対象とする見込みです。

（3月に措置された「重点支援地方交付金」の推奨事業メニューより抜粋）

⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援

特別高圧での受電（ビル・工業団地・卸売市場のテナントを含む）、LPガスの使用や、街路灯等の維持を含め、エネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業、商店街、自治会等の負担緩和や省エネの取組支援のほか、中小企業の賃上げ環境の整備などの支援

（令和5年3月28日付の事務連絡で例示した内容）

① 特別高圧で受電する中小企業等

特別高圧で受電する中小企業等、特別高圧で受電する工業団地や商業施設等に入居する中小企業等。中小企業で特別高圧を受電している業種の例としては、鋳物、鍛造、製鐵、繊維、セメント等があげられる。

② 商店街の街路灯等

商店街灯、防犯灯等※一般的に低圧で受電

③ 特別高圧で受電する工業用水道

これを踏まえ、各地方公共団体におかれましては、地域の実情も踏まえながら、特別高圧を使用する中小企業等に対する支援など、これまで実施いただいた電気料金支援の継続を含め、重点的・効果的な負担軽減対策を講じることを御検討いただきますようお願いいたします。

このようなお願いをするにあたり、御検討の際の御参考として、一部地方公共団体で既に講じられた活用事例等をまとめました（別添2）ので、御参照いただければ幸いです。

なお、本経済対策において、経済対策を実行するまでの間、継続している電気・ガス料金の激変緩和措置についても、国際的な燃料価格の動向等を見極めつつ、現在の措置※を2024年4月末まで講じ、同年5月は激変緩和の幅を縮小することとされております。困難な状況に直面する家計や価格転嫁が困難な中小企業等の負担が過重なものとならないようにするという趣旨から、一般家庭や中小企業の多くが含まれる低圧と高圧については一律に支援することにしたものであること、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

※電気の使用量に対して低圧 3.5 円/kWh、高圧 1.8 円/kWh を乗じた額を助成。

各都道府県におかれましては、関係部局及び都道府県内の各市区町村に対してもこの旨周知いただきますようよろしくお願いいたします。

#### 【添付資料】

(別添1) 経済対策本文（関係箇所抜粋）

(別添2) 特別高圧を使用する中小企業等に対する支援の参考事例

(照会先)

経済産業省 資源エネルギー庁

電力・ガス事業部 電力産業・市場室

担当 加畑・大家・堀井

直通 03-3501-1528

# デフレ完全脱却のための総合経済対策

(2023年11月2日閣議決定)

別添 1

## 第1節 物価高から国民生活を守る

引き続き、国民生活・事業活動を守り抜くための当面の物価高対策に万全を期すとともに、エネルギーコスト上昇に対する経済社会の耐性の強化に取り組み、脱炭素成長型経済構造への移行を大胆に進める。

### 1. 物価高により厳しい状況にある生活者・事業者への支援

経済対策を実行するまでの間、継続している電気・ガス料金の激変緩和措置についても、2024年春まで継続する。具体的には、国際的な燃料価格の動向等を見極めつつ、現在の措置を2024年4月末まで講じ、同年5月は激変緩和の幅を縮小する。

(略)

地方創生臨時交付金のうち、2023年3月に措置した、地方公共団体が地域の実情に応じて柔軟に活用できる「重点支援地方交付金」において、生活者には、小中学校等における学校給食費等の支援、プレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等の発行による消費下支えの取組やLPGガス使用世帯への給付等の支援を、事業者には、特別高圧やLPGガスを使用する中小企業、飼料等を使用する農林水産事業者、地域観光業のほか、医療・介護・保育施設、学校施設、商店街・自治会等に対し、エネルギー価格や食料品価格の高騰に対する支援を行ってきている。引き続き、地域の実情に応じて、困難な状況にある者をしっかり支えとの観点から、こうした支援を行うため、同交付金の追加を行う。

執行に当たっては、同交付金が物価高の影響緩和に必要とされる分野に有効に活用されるよう、医療・介護や中小企業といった各行政分野を所管する府省庁が地方公共団体に対して、物価高対策として特に必要かつ効果的であって広く実施されることが期待される事業について、優良な活用事例を始め必要な情報を積極的に提供し、これらの分野における重点的な活用を推奨するとともに、活用状況を定期的にきめ細かくフォローアップするなど、十分な取組を行う。

# 特別高圧を使用する中小企業等に対する支援の参考事例

- 全ての都道府県において、2023年3月に措置された「重点支援地方交付金」を活用した、特別高圧を使用する中小企業等に対する支援を公表いただいている。
- 引き続きの支援を検討いただくための参考事例を以下に掲載する。

## 使用量に応じた支援を行っている事例

### 愛知県 中小企業特別高圧電力価格高騰対策支援金【約34億円】

#### ✓ 支援対象：

- ① 県内で特別高圧電力を受電している中小企業者
- ② 県内で特別高圧電力を受電している工業団地及び商業施設等に入居している中小企業者

#### ✓ 支援単価・期間：

令和5年4～8月3.5円/kWh、9月1.8円/kWh

#### ✓ 補記：

- ・②への支援にあたっては、特別高圧受電施設が事前登録を行うことにより、申請時に入居事業者を求める資料を削減
- ・オンライン申請システムにより申請・受付手続を簡略化

### 鹿児島県 特別高圧受電事業者支援事業【約22億円】

#### ✓ 支援対象：

特別高圧を受電し県内に事業所を有する企業

#### ✓ 支援単価・期間：

令和5年1～9月1.8円/kWh、  
10～12月0.6円/kWh予定

#### ✓ 補記：

- ・当初は9月までの支援としていたところ、9月末まで行うこととしていた低圧・高圧への支援を継続するとして政府の方針を踏まえ、10～12月の支援継続を決定

## 定額による支援を行っている事例

### 東京都 中小企業特別高圧電力・工業用LPガス価格高騰緊急対策事業【約85億円】※特別高圧電力支援にかかる予算はこの内数

#### ✓ 支援対象・金額：

- ① 都内の施設で特別高圧電力を直接受電する中小企業者等：500万円/所
- ② 特別高圧電力を受電する都内の施設にテナントとして入居する中小企業者等：10万円/所